

介護のための主な制度概要

休業・休暇を取得したい

介護休業

- ・常時介護を必要とする状態にある家族の介護のための休業（無給）
- ・家族 1 人につき 6 か月まで
- ※対象家族は配偶者・父母・子・配偶者の父母・祖父母、兄弟姉妹又は孫、又は法人が認めた者です
- ※「常時介護を必要とする状態」とは介護保険制度の要介護状態区分において要介護 2 以上であるか、又は厚労省の定める状態に該当し、かつその状態が継続すると認められる場合をいいます
- ※介護休業期間中は、雇用保険より介護休業給付金（67%）が支給されます（上限3か月分）

介護短時間勤務

- ・所定労働時間より短い勤務時間（6 時間）での勤務（対象家族 1 人につき 3 年の間で 2 回まで）
- ※短時間勤務中は、実労働時間分のみの給与を支給します
- ※定期昇給の算定は、通常勤務しているとみなします

介護休暇

- ・日又は時間単位の有給休暇
- ・1 年度に 5 日（要介護家族が 2 人以上であれば 10 日）

《注意事項》

※介護休業により給与が支払われない月においても、社会保険料は免除となりません。毎月請求書を送付しますので、必ず期日までに法人に支払いを行ってください。
 ※介護休業給付金は、介護休業終了後の職場復帰を前提とした給付金です。このため、介護休業中に退職を予定している場合は介護休業給付の支給対象となりません。

超勤・深夜勤を避けたい

深夜勤務の制限

- ・午後 10 時から翌日 5 時までの間勤務しないことが可能
- ・深夜業の制限を受ける職員に対して必要に応じて昼間勤務へ転換させることがあります

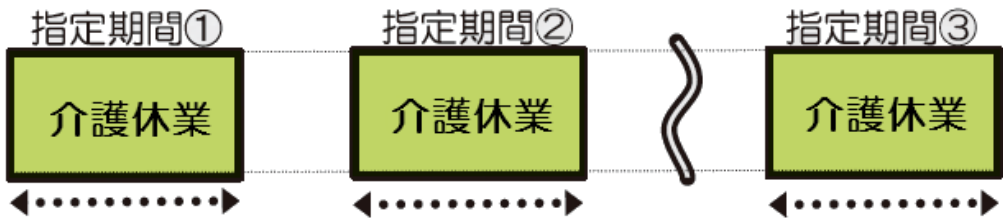
時間外労働の制限

- ・時間外労働の時間数を、「1 月に 24 時間、1 年に 150 時間」までに制限することが可能

所定外労働の免除

- ・超過勤務をしないことが可能

《介護休業の取得例》



各期間の合計は最大93日（各期間の間隔に上限なし）

